

經濟論叢

第123卷 第6号

プロイセン・ドイツの近代化と地方自治(2)……大野英二 1

Currency Board System 生成の論理,
1893-1917年(中)……………本山美彦 22

スターリンの經濟發展論……………日向健 50

資本の生産力……………梅垣邦胤 67

昭和54年6月

京都大學經濟學會

プロイセン・ドイツの近代化と地方自治 (2)

——^{グーツベツイルク}領地区域とその解体——

大 野 英 二

III

ヘルフルトの農村自治体条例は、E. レーニンクが指摘したように、「まったく保守的法律の性格」⁵⁴⁾を帯びていたにも拘らず、東部における^{グーツベツイルク}領地区域の独立性に手を触れようとするものであった限り、「静かなるものを動かすなかれ」(quieta non movere)を標榜する保守派にとっては、まさしくその存立にかかわる問題として受け止められたのであった。

(1) 保守派のなかにも、郡長^{ラントラート}、警察管区長、州長官等の行政官僚のうちには、日常の経験から行政の円滑な遂行を基準として、現行制度にたいする一種の保守的な改革のプログラムをもつ「官僚翼」が存在していた。しかし、大半の行政官僚は^{グーツベツイルク}領地区域の大幅な除去にたいして反対の立場をとり、現行法規の運用方法の手直しで足れりとし、ごく一部の行政官僚のみが全般的な植民や土地改革を考慮したにすぎなかった⁵⁵⁾。

こうした行政官僚のなかでも、特に開明的な官僚のひとりと目されているA. E. v. エルンストハウゼンの見解についてみておこう。かれは、1851年にライン州のアルテンキルヘン^{ラントラート} Altenkirchen 郡の郡長職に就任して以後、1888年に西プロイセン州の州長官職を終えるまで、37年間にわたるプロイセン行政官僚としての経歴を有しており⁵⁶⁾、1890年9月26日にフランクフルト・ア

54) E. Loening, *op. cit.*, S. 239.

55) K. Kitzel, *op. cit.*, S. 59, 63.

56) Vgl. A. Ernst von Ernsthausen, *Erinnerungen eines Preußischen Beamten*, Bielefeld 1894, S. 102 ff.

ム・マインで開催された社会政策学会総会において、農村自治体条例の改革にかんする副報告を行なっている。

エルンスト・ハンゼンは、地方自治体を給付能力あるものとするために、領地区域と農村自治体とを適当な規模の新自治体へ合併するという、最もラディカルな道は採らない。かれは、もとより、給付能力が弱小化したり、所有の統一性を喪失した領地区域の解体や、過小な農村自治体の統合等、現状を修正する必要があると認め、また、こうして領地区域と農村自治体との二重構造を基本的には維持したままで、これらと郡との間に中間団体を形成する必要もまた認めていた。この中間団体を、自治体上の任務の大部分を共同管理する総合町村とするか、それとも、救貧行政、道路建設、学校負担等の個別的な重要な目的別の目的団体とするかという選択の問題にかんしては、かれは、行政の重点が農村自治体にある西部とは対蹠的に、東部の行政の重点は郡にあることを強調し、また、総合町村の強制設立はなさるべきではなく、目的団体の設立についても、救貧行政にはその必要があるとしても、道路建設や学校負担にかんしては郡、州、邦等の補助により解決され得るので、その必要はないであろうと指摘している⁵⁷⁾。

総会討論において、ベルリン大学教授ギールケ Otto Gierke も、主要な点でエルンスト・ハウゼンと一致していることを述べたあと、若干の興味ある見解を表明した。

かれは、まず、地方自治制度にかんして東部と西部との画一的な扱いはまったく不可能であることを強調し、西部において生じた変革の一部はフランス革命の影響である「下からの革命」によって、さらにまた、ライン同盟諸邦の絶対主義の「上からの革命」によってはじめて可能とされたものであって、「このような革命的事例をわが東部で平和的発展のさなかで模倣しようとはできない」と主張した⁵⁸⁾。こうして、東部において事実上大所領の自治体へ

57) Verhandlungen von 1890. Die Reform der Landgemeindeordnung in Preußen, in: *SdVfS*, Bd. 47, 1890, S. 36-52.

58) *Ibid.*, S. 84.

の合体を目論むことは暴行に他ならないとして、かれは特に批判の矛先をゾムバルトの見解に向けたのである。

また、領地区域^{グーツベツイルク}の解体と並んで第2の大きな原則上の問題であった、総合町^{ザムトゲマインデ}村か目的団体かという選択にかんしては、ギールケもまた総合町村の強制設立に反対し、郡ないし目的団体でもって必要を充足し得ることを主張し、農村^{ラント}自治体の選挙制度についても、エルンストハウゼンと同様に、投票権は土地所有の階層ならびに税率に応じて等級づけられるべきであることを強調した⁵⁹⁾。

ところで、ギールケは、土地所有の流動化の進展が、一方では巨大土地所有^{ラタイフンディウム}の形成へ、同時に他方では矮小所有^{ツヴァルタベジツツ}の形成へと導いて、両極の間にある農民身分の消滅をもたらしている事実^{ラントゲマインデ}に止目し、これを阻止するために、定期金農場^{ゲマインデ} Rentengut、一子相続法 Anerbenrecht、自作農創設法 Heimstättenrecht 等の小農維持政策が展開されることを支持したのち、つぎのように述べた。「諸君、農村自治体を土地私有権ならびに補完的な自治体所有と結びつけておくことに成功するばあいにはじめて、したがって、農民のうちにのみでなく、たえず拡がってゆく小所有者のうちに、土地との合体感情が生き残り、生き生きと働くばあいにはじめて、そして自治体生活もこの農民の同業組合の基礎のうえに築かれるばあいにはじめて、われわれすべてが欲するもの、ドイツの農村^{ラント}自治体およびドイツの農民身分が、農村を征服しようとする社会民主党の侵入の努力にたいして確固たるダムを形成するといった事態もまた生じてくるであろう」と⁶⁰⁾。

こうして、ギールケは、一面では、東部における領地区域^{グーツベツイルク}の独立性の存続と、地方自治制度における二重構造の維持を容認しながら、他面では、農民層の分解を阻止して、広範な農民身分の存続をはかるべきことを主張している。しかし、これらは両立し得ないのではなからうか。この点に関連して、マックス・ヴェーバーの1904年の「世襲財産」論^{フィディコムニス}における鋭い批判的な視座が想起さるべ

59) *Ibid.*, S. 85-9.

60) *Ibid.*, S. 90.

きであろう⁶¹⁾。そこでかれが^{フイディコムニス}世襲財産について述べている事態は、^{グーヴベツイルク}領地区域においても妥当していたものとみなされてよい。ヴェーバーは、^{フイディコムニス}世襲財産の解体どころか、むしろこの拡張を促進するプロイセンの土地政策が農民人口の強化を妨げていることを指摘して、つぎのように結んでいる。「農業資本主義の虚栄心ならびに支配の利害に^{グーヴベツイルク}最良の土地を引き渡すことは——草案により認められた^{フイディコムニス}実質上の世襲財産設立の自由の結果であるが——国民の存立にかかわる利害関心、^{グーヴベツイルク}多数かつ強力な農民人口にたいする利害関心から一切の未来を奪うものである」と⁶²⁾。

いずれにせよ、^{グーヴベツイルク}独立の領地区域を広範に存続させて、地方自治制度における二重構造を維持したままでは、大規模な内地植民政策を推進して、強力な農民層を東部に育成することは実現され難いことであった。

(2) K. キッツェルによって保守派は、官僚翼、身分制翼、農業資本主義翼の3つの翼に区別されているが⁶³⁾、^{グーヴベツイルク}身分制翼を典型的に代表するものと目される^{ランツラート}前郡長フォン・マイアー von Meyer (Arnsvalde) は、1890年11月29日の衆議院において、東部7州にたいして^{ランツラート}一般的な農村自治体条例は必要ではなく、新しい条項を追加しておけば十分であると主張し、州ごとにも異なる地域的发展の特殊性を強調した。

かれはヘルフルトの^{ゲマインデ}法案にかんして、^{ゲマインデ}農村自治体において、わずか4Mの所得税率の適用をうける^{ゲマインデ}非定住者も無条件に自治権を取得することは原則上正しくない^{ゲマインデ}と主張した。そうした必要は、ベルリン近郊のリックスドルフやシエーネベルクでは例外的に容認されるとしても、なお大部分本来の^{ゲマインデ}農民自治体が存在する地方では、その原則は誤まっているとして、以下のような根拠が挙げられている。「わたくしは、^{ランツラート}農村自治体は^{ゲマインデ}人の自治体であるよりも、むしろ^{ゲマインデ}土地の自治体である^{ゲマインデ}と考える。人はようやく第2線に立つにすぎず、自治体に

61) 大野英二『ドイツ資本主義論』未来社1965、403-4ページを参照せよ。

62) M. Weber, *op. cit.*, S. 393.

63) K. Kitzel, *op. cit.*, S. 57.

居住する非土地所有者は、その営業その他の全状態にかんして重ねてこれらの土地所有者に依存している。したがって、非土地所有者は自治体においてまったく発言権をもたない」と⁶⁴⁾。地方自治体はなによりもまず土地所有者の共同体でなければならないという趣旨がここに鮮明に示されている。

また、領地区域の農村自治体との合併については、内相ヘルフルトがその必要を認めた領地区域の数、約 1,500 は過大であり、農村自治体と併存し、これと同一地域を形成している領地区域のみが農村自治体と合併さるべきであると強調されている。たとえ合併が有利と思われるばあいですら、領地区域と農村自治体との双方から、特に貧民扶養の負担をめぐって、合併にたいする抵抗が生じるであろうことも指摘されており、要するに、領地区域を可能な限り維持することを望む立場が表明されたのである⁶⁵⁾。そこには、すぎ去った時代の地方名望家の支配形態、なかんずく騎士領所有者などの資産ある定住の郡長を典型とする身分制的行政こそ、真の自治であると自負する見地が提示されていたのであり、地方行政制度の改革による官僚制化の進展にともない著しく増大した官僚こそがかれらの主要な敵とみなされ、身分制翼の保守派は、政府との決裂も怖れず、保守党フラクの規律にも服しないで自己の確信を主張したという⁶⁶⁾。

こうした身分制翼のいわば昔かたぎのユンカー Junker mit altem Schrot und Korn とまったく対蹠的なのがいわゆる農業資本主義翼であった。これは、「クロイツツァイトゥンク」(Kreuzzeitung)の編集長ハムマーシュタイン Wilhelm von Hammerstein やカーニッツ提案で著名なカーニッツ Hans von Kanitz によって代表され、身分制翼の昔かたぎの旧型のユンカーにたいして、なりふり構わぬ新型のユンカーであった。農業資本主義翼は、たとえ公共の福祉や国家的利害関心について美辞麗句を連らねていても、その最大の関心事は、

64) *Sten. Ber.* (29. Nov. 1890), S. 207.

65) *Ibid.*, S. 208 f.

66) Vgl. K. Kitzel, *op. cit.*, S. 58 f. 赤木須留喜, 前掲書, 402ページ。

自己の領地区域にある農場が、農村自治体にある農場よりもヨリ高い取引価値を有し、ヨリ高い収益をもたらすことであった⁶⁷⁾。したがって、農村自治体条例も、たとえば投資対象としての領地区域の100 haの土地が、農村自治体の100 haの土地よりもヨリ良い収入源であるかどうかといった視点から捉えられたのである。換言すれば、同じ100 haの同質の土地であっても、領地区域の土地が、領地区域のなかに存在することによって、農村自治体の土地よりも、ヨリ高い資産価値を有し、ヨリ良い収入源である限り、領地区域の制度を維持することがかれらの重大関心事であった。

(3) このような農業資本主義翼の利害は、マックス・ヴェーバーの「世襲財産」論において「農業資本主義」⁶⁸⁾ (Agrarkapitalismus) として捉えられている利害とほぼ同一の性格を帯びたものとみなして差し支えないように思われる。この農業資本主義の価値増殖欲が地方自治制度のなかでどうした形をとっていたのか。さしあたってヴェーバーの叙述を挙げておこう。

「農村自治体では世襲財産所有者は周知のように活動しない——かれは、大土地所有者一般と同様に、自身のために『領地区域』を形成して、その労働力の国民学校における教育を大部分農民に委ね、貧窮したばあいの労働力の扶養もまたできるだけ農民に委ね、そして、たとえば農民が、騎士領の外国人季節労働者が農民にもたらすひどい弊害について苦情を言ったりすれば、農相代理は貴族院において言明する。『農村自治体（農民と読め）の利害は農業（大土地所有と読め）の利害のあと回しにされねばならない』と」⁶⁹⁾。

ここには地方自治体上の貧民扶養や国民学校の負担が領地区域から農村自治体へ転嫁されていることが簡潔に表現されているのであるが、そうした実態をややたちいってみておこう。

自由保守党の騎士領所有者バルト Barth (Merseburg) の1890年11月29日

67) Vgl. K. Kitzel, *op. cit.*, S. 64 f.

68) Vgl. M. Weber, *op. cit.*, S. 340 Anm. 2, 255 Anm. 1, 360 f., 379, 386 Anm. 1, 391 Anm. 2, 393.

69) *Ibid.*, S. 381.

の衆議院での発言によれば、以前には労働者は^{グーツフェイルク}領地区域の農場にある労働者住宅に居住するか、それとも村に自身の小地所を所有して、農場へいって働いた。しかし、多数の労働者が外部から引き寄せられるにともない、^{グーツフェイルク}領地区域の農場は^{フルバイターカゼン}労働者長屋を建設する必要に迫られたが、これは^{ラントゲマインデ}農村自治体区域に購入した土地に建設されて、このようにして、もっぱら^{グーツフェイルク}領地区域で働いている労働者のための救貧負担は^{ラントゲマインデ}農村自治体へ押しつけられたという。

バルトはさらに御料地借地人の契約に触れている。借地人は、これによれば借地の満期後2年間まで、借地期間中に雇用した労働者の一切の救貧負担の責任を負わなければならないが、これを免れるために、労働者が老齢でまもなく働けなくなりそうに思えたばあい、この労働者を直ちに解雇しはしないが、労働者住宅から立ち去らしめたのである。労働者は^{ラントゲマインデ}隣村に間借りして、農場で仕事を続けているので、^{ラントゲマインデ}農村自治体はかれの居住を拒むことはできない。しかし、2年間が過ぎて、貧民扶養のための扶助籍が生じると、この労働者は解雇の通知をうけて、^{ラントゲマインデ}貧民扶養は農村自治体の負担となったのである。

また、ある地域では、農場所有者が、労働者住宅を^{グーツフェイルク}領地区域にも^{ラントゲマインデ}農村自治体区域にも設置して、労働者を1年9ヵ月ごとに住居を交代させて、^{グーツフェイルク}領地区域にも^{ラントゲマインデ}農村自治体にも救貧負担が生じないようにしたという⁷⁰⁾。

あるいはまた、2つの^{グーツフェイルク}領地区域を所有するばあい、農場所有者は、その労働者を1年か1年半づついずれかの^{グーツフェイルク}領地区域に居住させて扶助籍が生じないようにすることができた⁷¹⁾。

こうして、^{グーツフェイルク}領地区域の農場所有者やその借地人は、救貧の対象となりそうな者に扶助籍が生じないように配慮することによって、救貧負担を免れることができたが、^{ラントゲマインデ}農村自治体は、「移動の自由」(Freizügigkeit)のゆえに、流入者を制限することはできず、救貧負担を^{グーツフェイルク}領地区域から転嫁されるのが通例となっていた。

70) *Sten. Ber.* (29. Nov. 1890), S. 211 f.

71) E. Loening, *op. cit.*, S. 208.

道路建設についても領地区域と農村自治体との間に不平等が存在した。国道と軍道は邦または州によって建設・維持され、農村自治体の住民および領地区域の居住民はそのための手役や畜役を提供する義務を負っていたが、領地所有者と都市住民はこの義務から免れていた。ただし、ポーゼン州については、こうした不平等は1875年6月21日の法律によって除去され、手役や畜役の義務は領地区域や都市にも一般的に課された⁷²⁾。

地方自治体道路にかんしては、国道・軍道に属さない公道について、領地区域と農村自治体とが、それぞれの区域について建設と維持の義務を負っていた。しかし、グーツヘル＝農民関係の調整ならびに共同地分割のために締結された償却＝ならびに分離協定により、領主は道路建設のための資材を提供し、農村自治体は一切の労働を遂行するという形で負担の配分がなされ、実際には道路建設の負担全体が農村自治体へ転嫁される事態も生じていたという⁷³⁾。

(4) ところで、ヘルフルトの農村自治体条例は、保守派の抵抗にも拘らず、1891年6月1日にプロイセン衆議院で記名投票の結果206対99票で採択され、6月13日には貴族院で記名投票の結果99対38票で最終的に採択されている⁷⁴⁾。

プロイセン衆議院において、法案に反対したのは保守党全員、中央党1名(von Schalscha)および自由保守党1名(Spangenberg)であり、賛成したのは自由思想党、国民自由党、ポーランド党の全員、さらに上記の各1名を除く中央党および自由保守党、他に2名(von Köller, Cremer=Teltow)であった。こうして、保守派の抵抗と自由派の推進という構図のなかで、農村自治体条例は「新航路」の内政の一環として成立した。しかし、当時、E. レーニクが、法律はたんに改革を遂行する「法的可能性」⁷⁵⁾を与えたにすぎず、その実施にさいしては決定的な抵抗に出会うであろうと予測したごとく、ヘルフルトの改革はさしたる成果を挙げることはできなかった。

72) *Ibid.*, S. 209, 210 Anm. 1.

73) *Ibid.*, S. 210.

74) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender 1891*, München 1892, S. 93, 98.

75) E. Loening, *op. cit.*, S. 206.

ヘルフルトは、東部諸州に存在した約 16,000 の領地区域^{グーツベツイルク}の少なくとも半ばを解体する意図をもっていたといわれるが、保守派の抵抗によりかれの志向は挫折せしめられた⁷⁶⁾。大土地所有者が決定的影響力を有していた郡参事会^{グーツベツイルク}の同意なくしては改革は実施され得なかっただけでなく、条例公布後まもなく創立された農業者同盟 Bund der Landwirte は、「新航路」の政策にたいして反撃を展開し、プロイセン・ドイツの政治の保守的再編成を推進したのであり、そうした潮流のなかで改革の成果はいっそうみじめなものに終らざるを得なかったのである。P. モルトはこう指摘している。「〔農村自治体への〕編入が意図されていたのは約 8,000 の領地区域^{グーツベツイルク}であった。実際には世界大戦まで 15,612 の領地区域^{グーツベツイルク}のうちわずか 641 が消滅したにすぎなかった。それは、プロイセンの自治の身分的編制が 1918 年革命まで崩れることなく力を発揮し得たことを意味した。たとえば、ポメルンでは総人口の 36% が、ポーゼンでは 28% が、全プロイセンでは農村人口の 20% が地方自治体上の自治なしに生活していた。領主^{グーツヘル}に従属して生活するこうした人口は、大土地所有者の政治的優位ののための本来の主要な貯水池であった」と⁷⁸⁾。

なお、条例公布後に消滅した領地区域^{グーツベツイルク}の数については必ずしも一致していない。たとえば、K. キッツェルは、条例公布後 15 年間に 708 の領地区域^{グーツベツイルク}が除去され、305 が新設されたので、実際の減少は 403 にすぎなかったと述べているが⁷⁹⁾、内相ダルヴィッツ von Dallwitz は、1913 年のプロイセン衆議院で、1892 年以来 964 の領地区域^{グーツベツイルク}が解体されたと指摘しており⁸⁰⁾、P. モルトの数字よりやや多い。いずれにせよ領地区域^{グーツベツイルク}の解体の課題は第 1 次大戦後に持ち越されたのである。

76) Johannes Ziekursch, Ziele, Kräfte und Gestaltung der inneren Politik des Reiches, in: *Volk und Reich der Deutschen*. Bd. I, Berlin 1929, S. 132.

77) E. Loening, *op. cit.*, S. 204.

78) Peter Molt, *Der Reichstag vor der improvisierten Revolution*, Köln 1963, S. 119.

79) K. Kitzel, *op. cit.*, S. 236.

80) *Sten. Ber.* (13. Jan. 1913), S. 9310.

IV

1918年11月13日のプロイセン政府のプロイセン国民への布告において強調された新政府の課題のひとつは行政改革であった。「すべての行政体の民主化。^{グーペヴィル}領地区域の除去、都市と農村におけるすべての自治体代表のために両性の完全に平等な選挙権。郡および州の行政体の相応した民主的改造」と唱われていた⁸¹⁾。この新政府の政綱のひとつであった^{グーペヴィル}領地区域の解体は、その後9年を経て、1927年の法律 (Gesetz über die Regelung verschiedener Punkte des Gemeindeverfassungsrechts vom 27. Dezember 1927) によって漸く実現された。

1922年3月30日にプロイセン政府の新市町村制にかんする法案 (Städte- und Landgemeindeordnung) が公開され、同年12月に新農村自治体条例にかんする法案が^{ラントター}プロイセン邦議会に提出されたが、審議未了に終り、1925年1月10日に前会期終了時の法案が、中央党のヘロルド原案 *Urantrag Herold* として再提出され、1926-7年に幾回もの委員会審議が行なわれた。

この審議で主要な争点となったのは、^{ラントビュルグ}地方町村連合の形成と^{グーペヴィル}領地区域の解体の問題であった。この点にかんして、ヘロルド原案をめぐる1926年4月13-5日および1927年1月5日、2月2-3日の委員会審議における政党別の発言の要約記録に沿って、整理しておこう。

(1) まず、^{ラントビュルグ}地方町村連合の制度については、(a)ドイツ国家国民党 DNVP は、この制度はもはや時代おくれであり、社会民主党以外の諸政党はこれに満足しておらず、社会民主党は東部の事情に通じていないと批判して、ライン州、ヴェストファーレン、シュレスヴィヒ-ホルシュタイン等に既存の^{ラントビュルグ}地方町村連合を認容するが、この制度をそれ以外のプロイセンへ広げることがを拒否した⁸²⁾。(b)ドイツ国民党 DVP も、基本的には国家国民党に同調し、ハノーフェ

81) Gerhard A. Ritter/Susanne Miller (Hrsg.), *Die deutsche Revolution 1918-1919. Dokumente.* Hamburg 1975, S. 105.

ーやシュレスヴィヒ・ホルシュタインで^{ラントビュルグ・メイスターライ}地方町村連合にたいして嫌悪感が広がっている状況があることを指示し、この制度を廃棄する決定がなされ得る規定もまた法案にもり込むべきだとすら主張した⁸²⁾。

(c)中央党 Zentrum は、一方で国家国民党や国民党の主張がまったく一面的に^{ラントビュルグ・メイスターライ}東部出身者の見解を代表するものとして批判し、法案を擁護すると同時に、他方では、従来地方町村連合を合目的的と思わせた基本的要因が消滅してゆくことを指摘した。つまり、電力経済、福祉事業、道路建設等の諸領域で地方自治体に課せられてきた諸任務が関係諸大団体へ移されているために、^{ビュルグ・メイスターライ}町村連合に賛同する気運は漸次うすれてゆくことになろうし、そうした制度が現存するライン州やヴェストファーレンにおいてこの制度の存続の可否について州議会が決定すべきだ、と中央党は主張したのである⁸³⁾。

(d)ドイツ民主党 DDP は、こうした中央党の主張に疑念を表明し、西部における^{ラントビュルグ・メイスターライ}町村連合に共感を有しており、この制度が西部で維持されるだけでなく、東部にも導入され得る可能性が与えられるべきであるが、全プロイセンへの導入は強制さるべきではなく、この制度が東部にとっても効果のあることが明らかになることが望ましい、と述べた⁸⁴⁾。

(e)ドイツ社会民主党 SPD は、^{ラントビュルグ・メイスターライ}地方町村連合の最も熱心な擁護者であり、この制度の形成は東部においても進歩であり、東部の給付能力を欠如した多数の^{ラントグ・メインデ}農村自治体を給付能力のある^{ラントグ・メインデ}町村連合へ結合させることが焦眉の必要であることを強調した。東部出身の人々がこの制度に反対するのは政治的動機に帰着するのであり、かれらはこの制度によって農村自治体の生活が鞏固にされ、その自立性が強化されることをまったく正確に知っているからだ、と反論がなされている⁸⁵⁾。(f)ドイツ共産党 KPD は、^{ラントグ・メインデ}町村連合の形成はなんら経費の

82) *Sammlung der Drucksachen des Preußischen Landtags*. 13. Bd., Drucksachen Nr. 6260 A, Berlin 1928, S. 7070-2.

83) *Ibid.*, S. 7071f.

84) *Ibid.*, S. 7071f.

85) *Ibid.*, S. 7072, 7074.

86) *Ibid.*, S. 7071.

節約とはならず、町村連合よりもむしろ町村合併 *Eingemeindung* の道を撰び取るべきであると主張し⁸⁷⁾、反社会民主党の姿勢を示している。

(2) つぎに、^{ゲールベツイルク}領地区域の解体については、(a)国家国民党は、^{ゲールベツイルク}所有の^{ラントゲマインデ}統一性を喪失した^{ゲールベツイルク}領地区域は^{ゲールベツイルク}農村自治体へ転換せしめられるとしても、そうした前提条件が存在しないばあい、^{ラントラート}領地区域は維持さるべきだと主張した。

そのさい一議員は前郡^{ラントラート}長としての経験を述べた。1919年にブランデンブルク州の東プリーグニッツ郡 *Kreis Ost=Prignitz* において^{ゲールベツイルク}領地区域の廃止とその^{ラントゲマインデ}農村自治体への合併の問題が生じたとき、かれは郡^{ラントラート}長として、郡内の約70^{ラントゲマインデ}の農村自治体の村長 *Gemeindevorsteher* と36の^{ゲールベツイルク}領地区域の領地長 *Gutsvorsteher* の全員にたいして意見を聴取したところ、村長、領地長各2名が合併に賛成ただけで、他はすべて峻拒したという。しかも、領地所有者が^{ゲールベツイルク}領地区域の独立性を維持することを欲したのみでなく、^{ラントゲマインデ}農村自治体も大部分が、なによりもまず道路建設、ことに橋梁建設の負担を怖れたために、さらにまた大^{ゲールベツイルク}領地区域内の農場労働者をはじめとする浮動の人口によって投票で敗北せしめられて、従来の村会 *Gemeindevertretung* の構成が変化し、古い農民家族が^{ラントゲマインデ}農村自治体においてこれまでのように決定的な発言権をもち得なくなることが危惧されたために、^{ゲールベツイルク}領地区域との合併を拒否したという。

こうして国家国民党は、^{ゲールベツイルク}領地区域と^{ラントゲマインデ}農村自治体との強制的合併が問題となっているのにたいして、^{ラントゲマインデ}農村自治体にその可否を村会で決定する可能性を与え、合併について異議申し立て権が認められるべきだと強調した。東プロイセンにおいて4,000の^{ラントゲマインデ}農村自治体が^{ゲールベツイルク}領地区域との合併に反対の発言をしたことは驚ろくにあらず、^{ゲールベツイルク}領地区域の強制解体によって、他ならぬ^{ラントゲマインデ}農村自治体の側に憤激の嵐を呼び起こすであろう、と希望的観測を交えた反論を展開して、国家国民党は、重ねて^{ゲールベツイルク}領地区域の原則的な解体に反対の立場を表明したのである⁸⁸⁾。

(f)国民党は、^{ゲールベツイルク}領地区域解体の手續きが一回限りで、残存する^{ゲールベツイルク}領地区域にかん

87) *Ibid.*, S. 7073.

88) *Ibid.*, S. 7075 f., 7078 ff.

する規定を欠く点で法案は不備を含むことを指摘するとともに、領地所有者になお残っている公権的機能、たとえば地方警察当局の代理として、暫定的拘留の権限のごとき一種の警察権を行使する機能は除去さるべきであるが、こうした点が規制されるならば、領地区域の制度はなお容認され得るであろうと主張している。

国民党もまた、領地区域の廃止にたいする抵抗が、たんに領主のみでなく、領地居住民や隣接農村自治体の住民にも存在することを挙げて、領地区域の除去は漸進的に実施さるべきことを強調した。さらに、領地区域が解体されても、経済的優越の問題は消滅しないため、新たな抗争が生じるおそれがあり、かつて領主に隷属していた農民の間には、今日でもなお、領地区域と農村自治体とが強制的に合併されるならば、農村自治体において農場所有者の経済的優越が個人の自由を侵害することにたいする危惧が存在している、と指摘されている⁸⁹⁾。

(c)中央党は、東部出身の党員も含めて、領地区域がもはや時代に適合しない制度と考えており、可能な限りその解体がなさるべきであるが、ただ天と地だけから成り立っているような領地区域は解体され得ないであろうと述べた⁹⁰⁾。

(d)社会民主党は、領地区域の解体は最も重要な政治問題であるとして、以下のごとき諸点を強調している。(i)民主的国家制度のもとで、なんら地方自治体上の権利を有しない約120万人の住民をもつ約12,000の領地区域が依然として存続していることは耐え難い事態であり、領地区域は保守反動の牙城であったし、今日も国家国民党を支えており、その制度の実態は多くの人々にまったく知られていない。(ii)領地区域では、領地所有者は領地長として警察の補佐機関としても機能し、大領地区域のばあいのごとく警察管区長でもあるときには、自己の労働者、職員、借地人等にたいして警察権を行使し得るのであって、こうした封鎖的な領地区域におけるほど、個人の経済的権力が強力に発揮される

89) *Ibid.*, S. 7075, 7077.

90) *Ibid.*, S. 7078.

ところは何処にもない。(iii)領地所有者は領地区域の^{グーツベツイルク}独立性を維持しようと欲していたし、この独立性のうちにこそかれらの政治的権力が存在するのであり、^{グーツベツイルク}独立の領地区域のなかでは労働者やその他の居住民が、国会、邦議会、郡会および州議会の選挙権を有しているとしても、かれらの公民権のうちには地方自治体選挙権もまた含まれているのであって、これが賦与さるべきである。(iv)^{ラントゲマインデ}農村自治体が往々にして領地区域^{グーツベツイルク}との合併を望まないことは自明のことであり、^{ラントゲマインデ}改革を農村自治体の意志に依存させるならば、なんら政治的変革は遂行され得なくなるが、時代は無条件に領地区域^{グーツベツイルク}の解体を要求しているのであり、改革にともなう摩擦をおそれるならば、総じて改革はなされ得ないであろう、と⁹¹⁾。

(e)共産党は、最近の経済事情が大規模の町村合併を遂行することを迫っている点を指示するとともに、^{グーツベツイルク}領地区域の居住民がこれ以上政治的にも経済的にも不利益を被らないようにするために、領地区域^{グーツベツイルク}の解体は絶対に必要であると主張した⁹²⁾。

以上のような委員会の審議の過程でヘロルド原案にたいして一定の修正が加えられた。1927年6月22日のプロイセン邦議会におけるヘロルド原案の第2回審議のさいに、社会民主党のクラインマイヤー Kleinmeyer が要約しているように、まず、原案ではライン州の^{ラントビュルグマルメイスラヒ}地方町村連合と^{フム}ヴェストファーレンの^{フム}管区区域は維持され、その他の州へのこの制度の導入は州議会における3分の2多数決によるものとされていたが、委員会は原案に根本的変更を加えて、州議会は^{ラントビュルグマルメイスラヒ}地方町村連合の導入のみでなく、その解散をも決定し得るものとした。また、委員会は、^{グーツベツイルク}現存の領地区域は解体されるとして、これを第一義のことと考えたが、解体の実施については、(i)郡参事会、管区参事会 *Bezirkausschuß*, 州評議会 *Provinzialrat* による解体計画の確定、(ii)解体が合目的的でなく、実行可能でないように思われるばあい、(iii)住民数が少ないか、住居地の空間的な隔離のため、独自の自治体生活が発展させられ得ないばあい、(iv)全体のために

91) *Ibid.*, S. 7076 f., 7080.

92) *Ibid.*, S. 7079 f.

期待される利益が、国民経済上の不利益となんら適当な釣り合いがとれていないばかり、以上の5項目の限定条件を付したのである⁹³⁾。

こうした審議に関連して、ヴィック Wick (Oberursel) は、社会民主党は^{ビュルゲルライヒ}町・村・連合を統一自治体を形成する前段階と捉えていたが、州議会の3分の2多数決の規定のゆえに、この制度はプロイセン東部諸州へは導入され得ないことになろうと指摘し、さらに^{グーツベフイル}領地区域の解体については、邦議会が1922年以来市町村自治体法案に携ってきたにも拘らず、国家国民党と国民党が共産党の扶けを得て、法案の可決されるのを妨げてきたと述べて、特に共産党の非協力の姿勢を批判した⁹⁴⁾。

ところで、1926年10月6日には、社会民主党のプロイセン首相ブラウン Otto Braun の重大関心事たる^{グーツベフイル}領地区域の解体にたいし十分な配慮をしなかったことが理由とされて、内相ゼーフエリンク Carl Severing はグゼジンスキー Albert Grzesinski に更迭せしめられており、新内相は重要課題のひとつとして、^{グーツベフイル}領地区域の廃止による、プロイセンになお存続するユンカー諸特権の除去を前面に押し出していた⁹⁵⁾。こうして、社会民主党が中央党や民主党の「^{ロアテイクン}連合」諸政党とともにヘロルド原案を推進しようとしたのにたいし、国家国民党、国民党と共産党との両翼からの挾撃がなされるという状況にあった。

共産党のキリアン Kilian は、共産党が「連合」諸政党の服している拘束から自由であり、右派や中間の諸政党のごとく資本家の経済的利害を代表する義務もないことを述べ、資本主義国家が存続しているばかりプロレタリアートの利害に完全に相応する地方自治体政策は総じて期待され得ないことを労働者階級は明確に知っていなくてはならないと主張している。こうした教条主義的な原則論から、キリアンは、ヘロルド原案は労働者の観点から地方自治体の基本法にたいして要求さるべき点をひとつも満たしていないと極言し、ことに地方

93) *Sitzungsberichte des Preussischen Landtags* (22. Juni 1927), S. 21133 f.

94) *Ibid.*, S. 21135-21141.

95) Hagen Schülze, *Otto Braun oder Preußens demokratische Sendung*, Frankfurt/M. 1977, S. 513 f.

自治体の経済活動の問題については資本家的利害だけが顧慮されて、まったく全国工業連盟 Reichsverband der Industrie の路線に沿っているとさえ断言したのである⁹⁶⁾。

しかも、共産党は ^{ゲーツベツイル}領地区域の解体にかんして独自のピーク原案 *Urantrag Pieck* を提出し、1927年6月29日に行なわれたその第1回審議のさいに、キリアンは提案理由を説明するなかで、攻撃の焦点を社会民主党に定めた。

まず、キリアンは、1918年11月革命以来行政改革が日程に上っており、1920年にプロイセン内相に就任したゼーフエリンクはこの改革を焦眉の課題だと言明しながら、長年にわたって改革を怠ってきたことを指摘し、官僚機構においてもヴィルヘルム時代の状態を維持しようとした反動の希望を断乎として粉碎しなかったのは、政府与党、ことに社会民主党の巨大な犯罪であると非難した。^{ゲーツベツイル}領地区域の解体についても、社会民主党が農村と農村プロレタリアートを解放するスローガンに忠実であったならば、解体はとくに遂行され得たはずであり、1920年、'21年、'23年にすらそのための議会の行動は、議会外の革命的大衆の圧力のもとに、容易に遂行され得たであろうが、今日では ^{ゲーツベツイル}領地区域の徹底的な除去を求める法案の実現は困難になっていると述べた。

ついで、キリアンは、ヘルフルトの農村自治体条例の諸規定は反動的であっても、政府や与党が ^{ゲーツベツイル}領地区域の解体の意志をもっておれば、その大多数を除去する可能性を与えていることを指摘し、現政府は妥協的で、^{ロアリタイオン}連合諸政党に十分な基礎をもっていないために、反動諸政党の賛同を求めようとしており、社会民主党は、^{ゲーツベツイル}ラインラントにおける反動の拠点たる領地区域を一掃したナボレオンのごとき、共和主義的意志を決して持ち合わせていないのだと批判した。こうして、共産党は ^{ゲーツベツイル}領地区域の除去を重要な政治的課題と考えているが、^{ラントゲマインデ}連合諸政党の欲する形では農村自治体条例を成立させる用意はなく、^{ロアリタイオン}プロイセンの連 ^{ロアリタイオン}合から社会民主党を離脱させるために、連合に向って闘争することが、

96) *Sitzungsberichte* (22. Juni 1927), S. 21156 ff.

ヘロルド 原案にたいする 共産党の闘争の狙いであることが表明されたのである⁹⁷⁾。

これにたいして社会民主党のハース Haas (Köln) は、共産党が右派諸政党を扶けなかったならば、右派諸政党の抵抗にも拘らず新しい統一な農村自治体条例が邦議会で成立していたであろうと反論し、ピーク原案は政府与党の法案や提案からの逐語的な書き写しにすぎず、明らかに議事妨害戦術であることを非難するとともに、新しい農村自治体条例と都市条例を制定し、ついで郡条例と州条例のための道を開くという方針が挫折すれば、領地区域の解体だけでなく、他の一連の諸点も含む特別法によって解決すべきことを言明した⁹⁸⁾。

このハースの予測のごとく、ヘロルド原案が左右両翼の反対で挫折したのち、連合諸政党は、領地区域の解体、地方町村連合および町村合併の諸問題にかんする自治体制度規制法案のためのハース他原案 (Urantrag der Abg. Haas (Köln), Schüling, Schmiljan und Gen. auf Annahme eines Gesetzentwurfs über die Regelung verschiedener Punkte des Gemeindeverfassungsrechts) を1927年12月6日に提出し、12月12日に第2回ならびに第3回の審議がひき続いて行なわれ、この連合諸政党の原案は共産党の支持をも得て、過半数をもって採択され、1927年12月27日の法律となったのである⁹⁹⁾。

社会民主党の機関紙『フォアヴェルツ』は翌12月13日号に「領地区域は消滅する！ プロイセン政府の成功——邦議会における右派の議事妨害の瓦解」という大見出しのもとに、12,900の領地区域の大半が廃止され、その住民ははじ

97) *Sitzungsberichte* (29. Juni 1927), S. 21431-21442.

98) *Ibid.*, S. 21448-21454.

99) *Ibid.*, S. 22221 ff. なお、H. シュルツェの見解によれば、内相ゼーフェリンクは、領地区域の解体を、一般的な農村自治体条例の枠内で遂行しようとし、邦議会における政治状況では獲得され得ない3分の2の多数を必要とした邦憲法改訂措置を意図した点に、かれの誤謬があった。これに反して、内相クシェンズキーのもとで作成された、連合諸政党の自治体制度規制法案は、現行邦憲法に反しない措置だけを含んでいて、右派諸政党の議事妨害にまで及んだ抵抗にも拘らず、採択されたのであった (H. Schulze, *op. cit.*, S. 576).

めて地方自治体選挙権を獲得し、1928年春の次の地方自治体選挙にはその権利を行使し得るであろうと報じた¹⁰⁰⁾。

^{グーツベツイルク}領地区域の解体は、(1)^{ラントゲマインデ}農村自治体または^{シュタットゲマインデ}都市自治体との合併、(2)他の^{グーツベツイルク}領地区域との合同による新しい^{ラントゲマインデ}農村自治体または^{シュタットゲマインデ}都市自治体の形成、(3)単独で全体として、または部分的に、^{ラントゲマインデ}農村自治体または^{シュタットゲマインデ}都市自治体への転換、以上の3方式により行なわれ¹⁰¹⁾、これについて郡^{ラントラート}長は1928年1月15日までに郡内の解体についての試案を作成し、2月6日までに関係自治体の決定と領地所有者の意思表示を求め、その後郡参事会が3月12日までに郡内の解体計画を作成することになった。政府は、期限をこのように短かく切った理由として、おそくとも1928年5月に行なわれる地方自治体選挙において、^{グーツベツイルク}領地区域の住民に選挙権を与えなければならないことを挙げた。

1928年4月15日までに州長官は^{グーツベツイルク}領地区域の解体についての確認を内閣へ提出し、これにもとづいて内閣が最終的に判定した¹⁰²⁾。1928年1月1日にプロイセンに約29,000の^{ラントゲマインデ}農村自治体および1,000の^{シュタットゲマインデ}都市自治体と並んで、なお11,894の^{グーツベツイルク}独立の領地区域が存在していたが、解体措置によってその大半は1928年9月30日以降の発効で解体され、1930年8月1日には275の^{グーツベツイルク}領地区域、主に大山林^{グーツベツイルク}領地区域が残存するにすぎなくなった¹⁰³⁾。

解体措置の実施過程でどのような係争が生じたのか、その具体的事実については^{ゲハイメスシュターツアルヒーブ}枢密国家文書館の史料から確認し得た若干の事例を通して¹⁰⁴⁾、一端を知

100) *Vorwärts*, 13. Dezember 1927, 44. Jg. Nr. 587.

101) Friedrich Steinberg, *Die Auflösung der Gutsbezirke*, Berlin 1928, S. 12.

102) *Ibid.*, S. 22 ff.

103) Ulrich von Dassel, *Aufgelöste Gutsbezirke in der Auseinandersetzung*, Berlin 1934, S. I.

104) 事例〔I〕：ベルリン市近郊のテルトー郡^{ゲッティンゲン}長は1928年10月15日付でプロイセン法相宛に^{グーツベツイルク}領地区域 Düppel の解体にかんする郡参事会の意見書を送付した。ベルリン市が Düppel を所有していることを根拠に、市への合併を提案したが、内閣がこの領地区域を関係農村自治体へ合併することを決定したので、これらはテルトー郡に残っていた。しかるに内閣がこの決定を変更しようとしているので、郡参事会は万場一致の決定にもとづいて、テルトー郡の存立にかかわる利害を擁護するために断乎として抗議することが、そこに述べられている (*Geheimes Staatsarchiv, Preußischer Kulturbesitz*, P. 135, Rep. 84 a Nr. 10094. 182 a-d).

〔事例Ⅱ〕: 1929年1月28日付でプロイセン内相クシェンスキーは、首相、閣僚宛に領地区域の解体について文書を送付した。そこには、Wöltingerode (Kreis Goslar), Gottesgnaden (Kreis Calbe), Lauchhammer (Kreis Liebenwerda) の3つの領地区域にかんする内相の解体案に農相および商相が異議を申し立て、意見の調整をはかる内相の試みが失敗したことが述べられている。

(1) Wöltingerode はハノーファー修道院会計局に属する領地区域 (946 ha, 住民 356 人) であり、そこには Preussag のカリ工場 Herzynia の新堅坑が設けられていた。内相は、郡参事会、県知事および州長官の提案と一致して、この領地区域を隣接の農村自治体 Vienenburg と合併し得るという見解であった。両者の経済的関連、学校や教会の面での結びつき等がこれを裏付けており、さらに Vienenburg は Herzynia 堅坑のための労働者住宅村であって、給付能力が弱小であるために、その納税力を強化する必要がある。こうして、内相の提案は、自治体間の負担均衡を達成するために、住宅地自治体と経営自治体とを合併する内閣の方針に沿うものであった。しかるに、農相は領地区域を農村自治体 Wiedelah と合併すべきであるという見解であった。これにたいして、内相は、農相の挙げる両者の経済的・文化的関連を認めることはできないし、Wiedelah を強化する必要を認められないので、内閣は Wöltingerode を分割しないので Vienenburg と合併することを決定するよう提案している。

(2) 内相は、領地区域 Gottesgnaden (875 ha, 住民 344 人) を分割し、主要部分は隣接のカルベ市と合併し、遠くに離れている直営農場 Trabititz および Kolno は隣接の農村自治体 Trabititz および Zuchau と合併することを提案した。これにたいして農相は領地区域を分割しないで農村自治体 Schwarz と合併することを固執した。その理由はカルベ市と合併すれば国有地 Gottesgnaden の税負担が過重となることを危惧した点にあった。しかし内相の提案に沿って内閣は決定すべきであると主張されている。

(3) 領地区域 Lauchhammer (1,125 ha, 住民 1,251 人) は大部分農林業に利用され、その小部分は, Mitteldeutsche Stahlwerke の施設があるため、工業的特徴を帯びていた。この工業地域に住民の大半は定住しており、約 1-2 km 離れて農村自治体 Naundorf が存在している。工場 Lauchhammerwerk の従業員は、一部は工業地域の職員・労働者集団居住地に住み、一部は Naundorf に住んでいる。こうした関連を考慮して、内相は、県知事・州長官と一致して、工業地域と Naundorf とを合併し、経営自治体と労働者居住地自治体とを結合することを提案した。これにたいして、商相は、Lauchhammerwerk を隣接の領地区域部分とともに、ひとつの農村自治体へ転換することが正しいと考えた。しかし、内相は、狭い空間に新しい農村自治体を創設する必要はなく、領地区域 Lauchhammer を分割し、離れて存在する Grünewalderlauch を農村自治体 Grünewalde と合併し、それ以外の全区域を農村自治体 Naundorf と合併することを提案している (Geheimes Staatsarchiv, P. 135, Rep. 84 a Nr. 10094. 2-7)。

商相は、1929年2月13日付で内相、首相その他閣僚宛に文書を送付して内相に反論している。領地区域の解体にあたって、できるだけ経営自治体と労働者居住地自治体とを合同させるという点では内相に賛同するとしても、領地区域 Lauchhammer と農村自治体 Naundorf との間にこのような関連は認められない、と Mitteldeutsche Stahlwerke の約 3,000 人の職員・労働者のうち、Naundorf に住むものは 720 人以下にすぎず、その他は別の村に分れて住んでいる。Lauchhammer 自身には、そのうちわずかに 612 人が住むだけで、他に Bubiag (Braunkohlen- und Brikett-Industrie A. G.) の労働者 211 人が住んでいる。こうして Naundorf は Lauchhammer の労働者居住地自治体だと言うことはできないし、逆に後者は前者の経営自治体をしていると言うこともできない。というのは Naundorf には他の工業企業の数百人の労働者も住んでいるからである。ところで、Lauchhammer は 1,208 人の住民を擁し、最大の領地区域のひとつであり、独自の自治体を形成し得る条件を具えている。そこには独自の学校、教会、体

ることができたにすぎず、また関係者間の利害の調停にかなり長期間を要した事例も認められるが¹⁰⁵⁾、領地区域の解体の歴史的意義について総括するばあ

育・厚生・社会その他の諸施設があり、全有権者の94%にあたる626名の人々が政治的・社会的所属の別なく、Lauchhammerの独立のための請願書に署名しており、その他財政事情等、一切の事情を考慮して、Lauchhammerを独立の自治体へ転換することが事態に即した最も正しい問題の解決であると、商相は述べている（*Geheimes Staatsarchiv*, P. 135, Rep. 84 a Nr. 10094. 10-12）。

文相は、1929年2月18日付で内相、首相その他閣僚宛に領地区域 Wöltingerode の解体について文書を送付し、内相がこれと農村自治体 Vienenburg との合併を主張したのでにたいして農相が異議を唱えて、それを農村自治体 Wiedelah と合併すべきことを提案している。文相としては、最初の主張通りに、改めて領地区域の独立の農村自治体への転換を要求することを述べている（*Geheimes Staatsarchiv*, P. 135, Rep. 84 a Nr. 10094. 13）。

なお、1929年3月28日付の内相クシエンスキの領地区域 Gottesgnaden (Kreis Calbe) の解体についての閣僚宛の文書によれば、この領地区域は、農相の異議を受け容れて、分割されないで農村自治体 Schwarz と合併されることを内閣は決定した（*Geheimes Staatsarchiv*, P. 135, Rep. 84 a. 17）。

事例〔Ⅲ〕：農村自治体 Eggersdorf の1929年7月26日付のプロイセン法相宛の山林領地区域 Eggersdorfer Forst-Forstbezirk „Rüdersdorfer Forst“ の分割にかんする文書は以下の要請をした。1928年12月7日の閣議決定によれば、Forstbezirk „Rüdersdorfer Forst“ は解体されないで、解体は Eggersdorf-Peterhagen の部分に限定された。したがって、郡長は新計画を作成して、Eggersdorfer Forst のうち、その北方部分と Eggersdorf 村にある2つの飛地とが農村自治体 Eggersdorf へ編入され、農村自治体は1929年2月12日の決定でこれに同意した。しかるに、Strausberg 市も上記地域の一部、主に Strausberg 鉄道駅とそれに直結するグレンデの編入を求めている。駅が市の名称をもち、その地域の鉄道職員の子弟の一部が市の高校へ通学しており、また7km離れた市と駅を結ぶ市電が走っている。市は駅とグレンデの編入を欲している。しかし、この地域は最も納税力があり、全区域中唯一の住宅地域であり、農村自治体 Eggersdorf は、従来の種々の結びつきや空間的位置からみて、この地域の編入を当然に要求すべきである。1928年12月7日の閣令からみても、存続する領地区域から切り離される居住地は隣接自治体と合併するべきである。現実の共同の地方自治体上の生活はただ農村自治体 Eggersdorf とのみ展開され得て、Strausberg 市とは展開され得ないことは明白だ。郡参事会も、昨年今度も上記地域の Eggersdorf への割り当てに賛成した。山林局もはじめはこれに同意していたのに、この見地から離れたのは理解し難い。こうした成り行きから、駅とグレンデが市へ割り当てられるおそれがあるので、農村自治体 Eggersdorf の利害を公正に取り扱い、鉄道をこれと合併するように要請する。（*Geheimes Staatsarchiv*, P. 135, Rep. 84 a. 19-22）。

- 105) 領地区域の解体にさいし、領地所有者と自治体との間の負担の配分をめぐる調整には、多くの困難が生じたことが認められている。たとえば、Standesherrschaft Muskau のばあい、その所有する15の領地区域は2つの都市および24の農村自治体と交渉しなければならなかったという。複雑な利害関係の調整の一例を挙げておけば、旧領地にあった約420kmの公道のうち約120kmは領地区域の解体にともない自治体の維持するところとなったが、そのさい一橋梁（Sprebrücke in Sprey）の維持のための負担にかんして発生した係争のごときは、1940年3月21日の郡長の決定により漸く決着がつけられている（vgl. Hermann Graf von Arnim & Willi A. Boelcke, *op. cit.*, S. 462 f.）。

い、やはりハンス・ローゼンベルクの指摘が正鵠を射ているように思われる。

「1927年にはじめて、独立の地方行政区域ならびに地方警察区域としての騎士領の解体によって、行政上の農場領主制の残滓の終局的な破綻が行なわれた。こうして、ヴァイマル共和国によってはじめ、大農場主は、貴族的な身分特権や排他的な支配のシンボルを剝奪されたのである」と¹⁰⁶⁾。

上述のごとく、ヴァイマル共和制の末期に、領地区域の解体は、プロイセン東部の地方自治制度における二重構造を終局的に揚棄して、プロイセン・ドイツの近代化にひとつの重要な句切りを与えた。しかし、領地区域の解体は、東部における大規模な内地植民の推進による産業構造の改造へ連結することなく、1929年恐慌にはじまる「大不況」のなかで、そうした構造転換を不況対策としても前面に押し出すことが肝要であったにも拘らず、これをなし得ないまま、ヴァイマル共和制は崩壊し、ナチ・レジームの到来を迎える。かつてプロイセン内相ヘルフルトは、社会民主党の「農村へ」(auf die Dörfer)のスローガンに対抗して、国家の立法も「農村へ」向わなければならないことを強調したが、このスローガンを現実に具体化したのは社会民主党でも、ヴァイマル共和国諸政府でもなく、ナチ党による広範な農民層への浸透であった¹⁰⁷⁾。

—1979. 3. 15稿—

追記。小論は、昨年8月16・17両日にわたって茅ヶ崎で開催されたドイツ現代史研究会第3回全国大会において発表した研究報告の草稿に加筆したものである。前半を脱稿したころ、急性疾患の手術のために約50余日間の入院加療を余儀なくされ、3月5日に「水平生活」に終止符を打って退院してのち、後半を漸く脱稿することができた。その間、『現代史研究』第29号所収の木谷勤氏および相馬保夫氏のドイツ現代史研究会第3回全国大会にかんする興味深い印象記および報告記を「水平生活」のなかで参照することができた。

106) H. Rosenberg, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, Frankfurt/M. 1969, S. 19.

大野英二・川本和良・大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』未栄社1978, 151ページ。

107) 大野英二「ナチスの農業綱領」『経済論叢』115-1・2, 1975, 1-24ページを参照せよ。